

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-86 後退灯</p> <p>7-86-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 40 条第 1 項)</p> <p>7-86-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 1 項関係、細目告示第 136 条第 1 項)</p> <p>① 後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20cm²以上であり、かつ、その機能が正常である後退灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 後退灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 136 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>7-86-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>ただし、②ただし書の後退灯であつて⑤の規定に適合するものは、②前段の規定に適合するものとする。</p> <p>また、④ただし書の後退灯であつて、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。(保安基準第 40 条第 3 項関係)</p> <p>① 自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 長さが 6m を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。) にあつては、2 個、3 個又は 4 個</p> <p>イ ア以外の自動車にあつては、1 個又は 2 個</p> <p>② 後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取付けられなければならない。</p> <p>ただし、①アに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2 個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取付けることができる。</p>	<p>8-86 後退灯</p> <p>8-86-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 40 条第 1 項)</p> <p>8-86-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 214 条第 1 項関係)</p> <p>① 後退灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 後退灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 後退灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 214 条第 2 項関係)</p> <p>8-86-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項関係、細目告示第 214 条第 3 項関係)</p> <p>① 自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 長さが 6m を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。) にあつては、2 個、3 個又は 4 個</p> <p>イ ア以外の自動車にあつては、1 個又は 2 個</p> <p>② 後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取付けられなければならない。</p> <p>ただし、①アに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2 個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取付けることができる。</p>

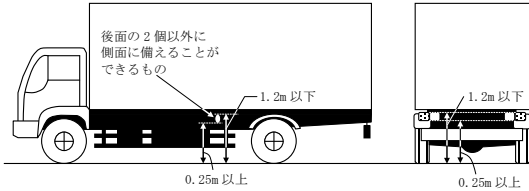
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが250mm以上となるように取付けられなければならない。

長さが6mを超えるバス・トラック

(参考図)



- ④ 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造であること。

また、①アに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造でなければならない。

ただし、(1)②ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、操作装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けるものとすることができる。

この場合において、後退灯は、独立した操作装置によって点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

- ⑤ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)以外の自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-86-2(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

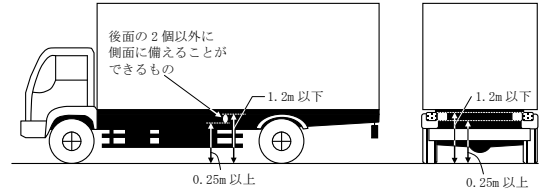
また、後退灯を自動車の側面に取付ける場合にあつては、その基準軸が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

ア 後退灯を1個備える場合

後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直

- ③ 後退灯は、その照明部の下縁の高さが250mm以上となるように取付けられなければならない。
長さが6mを超えるバス・トラック

(参考図)



- ④ 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造であること。

また、①アに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造でなければならない。

ただし、②ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けるものとすることができる。

この場合において、後退灯は、独立した操作装置によって点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面及び後退灯の外側方向 45° の平面</p> <p>イ 後退灯を2個以上備える場合 車両中心面に対して対称な位置に取付けられているものについては、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 30° の平面及び後退灯の外側方向 45° の平面</p> <p>⑥ 後退灯は、後面に2個以上の後退灯が取付けられている場合において、少なくとも2個が車両中心面に対して対称な位置に取付けられたものであること。 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後退灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦ 後退灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-86-2(1)に掲げた性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる後退灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第136条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>7-86-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和32年3月31日以前に製作された自動車については、7-86-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第3項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和39年4月14日以前に製作された自動車については、7-86-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第2項第1号関係)</p> <p>(3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車で長さ6m未満のものについては、7-86-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第2項第2号関係)</p> <p>(4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、7-86-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第3項第2号関係)</p> <p>(5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-86-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第1項、第2項第3号及び第4項関係)</p> <p>(6) 平成22年12月31日以前に製作された自動車については、7-86-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第6項及び第7項関係)</p> <p>(7) 平成27年12月31日以前に製作された自動車については、7-86-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第8項関係)</p>	<p>⑤ 後退灯は、後面に2個以上の後退灯が取付けられている場合において、少なくとも2個が車両中心面に対して対称な位置に取付けられたものであること。 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後退灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑥ 後退灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑦ 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑧ 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-86-2(1)に掲げた性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 後退灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条第4項関係)</p> <p>8-86-4 適用関係の整理</p> <p>7-86-4の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-86-5 従前規定の適用① 昭和 32 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-86-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-86-5-2 性能要件 7-86-8-2 に同じ。</p> <p>7-86-5-3 取付要件 後退灯は、7-86-5-2 に掲げた性能（白色の前部霧灯（指定装置等）が後退灯として取付けられている場合にあっては当該前部霧灯の性能）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 後退灯の数は、2 個以下であること。 ② 後退灯は、運転者席において点灯できない構造又は変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作している場合のみ点灯する構造であること。 ③ 主として後方を照射するための後退灯の照射光線の主光軸は、下向きであり、かつ、後方 75m から先の地面を照射しないこと。 この場合において、次に掲げる後退灯であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。 ア 光度が 300cd 以下の後退灯 イ 指定自動車等に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</p> <p>④ 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないこと。</p> <p>7-86-6 従前規定の適用② 昭和 39 年 4 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-86-6-1 装備要件 なし。</p> <p>7-86-6-2 性能要件 7-86-8-2 に同じ。</p> <p>7-86-6-3 取付要件 7-86-9-3 に同じ。</p> <p>7-86-7 従前規定の適用③ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で長さ 6m 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-86-7-1 装備要件 なし。</p> <p>7-86-7-2 性能要件 7-86-8-2 に同じ。</p> <p>7-86-7-3 取付要件 7-86-9-3 に同じ。</p> <p>7-86-8 従前規定の適用④ 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>7-86-8-1 装備要件 7-86-11-1 に同じ。</p> <p>7-86-8-2 性能要件 自動車の後退灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 後退灯の光度は、5,000cd 以下であること。 ② 後退灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であること。 ③ 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>7-86-8-3 取付要件 7-86-9-3 に同じ。</p> <p>7-86-9 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 1 項、第 2 項第 3 号及び第 4 項関係)</p> <p>7-86-9-1 装備要件 7-86-11-1 に同じ。</p> <p>7-86-9-2 性能要件 自動車の後退灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ① 後退灯の光度は、5,000cd 以下であること。
- ② 後退灯の灯光の色は、白色であること。
- ③ 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

7-86-9-3 取付要件

後退灯は、7-86-9-2 に掲げた性能（白色の前部雾灯（指定装置等）が後退灯として取付けられている場合にあっては当該前部雾灯の性能）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 後退灯の数は、2 個以下であること。
- ② 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。
- ③ 主として後方を照射するための後退灯の照射光線の主光軸は、下向きであり、かつ、後方 75m から先の地面を照射しないこと。

この場合において、次に掲げる後退灯であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

ア 光度が 300cd 以下の後退灯

イ 指定自動車等に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

- ④ 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

7-86-10 従前規定の適用⑥

平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 44 条第 6 項及び第 7 項関係）

7-86-10-1 装備要件

7-86-11-1 に同じ。

7-86-10-2 性能要件（視認等による審査）

7-86-11-2 に同じ。

7-86-10-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 後退灯の数は、2 個以下であること。
- ② 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機（エンジン）の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。
- ③ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-86-11-2 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

また、白色の前部雾灯（指定装置等）が後退灯として取付けられている自動車にあっては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に白色の前部雾灯（指定装置等）が後退灯として取付けられている場合は、後退灯の内側方向 10° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていなければならない。

- ④ 後面の両側に備える後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。
ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後退灯にあっては、この限りでない。
- ⑤ 後退灯は、点滅するものでないこと。
- ⑥ 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑦ 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-86-11-2 (1) に掲げた性能（白色の前部雾灯（指定装置等）が後退灯として取付けられている場合にあっては当該前部雾灯の性能）を損なわないように取付けられなければならない。

- (2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>7-86-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条 第 8 項関係)</p> <p>7-86-11-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>7-86-11-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20cm²以上であり、かつ、その機能が正常である後退灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 後退灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>7-86-11-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 後退灯の数は、2 個以下であること。</p> <p>② 後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取付けられなければならない。</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,200mm 以下 (大型特殊自動車に備える後退灯であつて、その自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが 250mm 以上となるように取付けなければならない。</p> <p>④ 後退灯は、変速装置 (被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置) を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>⑤ 大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に後退灯が取付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-86-11-2 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥ 後面の両側に備える後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後退灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦ 後退灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-86-11-2 (1) に掲げた性能 (白色の前面霧灯 (指定装置等) が後退灯として取付けられている場合にあつては当該前面霧灯の性能) を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき、灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について、装置の指定を受けた</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯	